



小松法人会

小松法人会 だより

第118号

平成31年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会
編集：広報委員会
地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡
事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内
TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825
E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp

新春のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、当法人会の運営や事業活動等が円滑かつ着実に実施することができましたことは、会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局や関係団体各位の深いご理解と暖かいご支援の賜であり心から感謝申し上げます。

さて、我が国の経済は、引き続き緩やかな回復基調を続けているものの、海外経済の不確実性、人手不足の影響の深刻化や燃料費・原材料費等の上昇などがあり、先行きに不透明感が高まっております。そうした中において北陸では、依然として北陸新幹線の開業効果や敦賀までの延伸工事に伴う経済効果が続いているのではないかと考えられます。

加えて今年の干支である「亥」は“我慢強く、一度決めたことは最後まで完遂する”と言われておりますので、この新しい年が会員皆様の事業が着実に発展される年となることを願っております。

ところで、当小松法人会は、平成24年9月に新公益法人に移行してからこれまで、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益事業を主体とした事業への実践に組織一丸となって取り組んでまいりました。

平成31年におきましても、『法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である』との法人会の「理念」に沿って、より一層公益社団法人として、租税教室、社会貢献活動、講演会活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に積極的に取り組み、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献して参りたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も旧年に倍しまして、法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝と会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局、友誼団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会
会長

江口 介一



《石川県・各市町からのお知らせ》

個人住民税の特別徴収完全実施のお知らせ

事業主のみなさまへ

石川県内のすべての市町は、平成31年度から個人住民税の特別徴収完全実施に取り組みます!

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受け、年12回の納期を年2回とする納期の特例制度があります。また、当面、例外的に普通徴収が認められる場合もありますので、各市町へご相談ください。

《お問い合わせ先》

◎手続について	小松市税務課	TEL:0761-24-8030
	加賀市税料金課	TEL:0761-72-7815
	能美市税務課	TEL:0761-58-2206
	川北町税務課	TEL:076-277-1111
◎取組について	石川県総務部税務課	TEL:076-225-1271



県税キャラクター
直之くん

年頭のごあいさつ



小松税務署長
桑野 文更

平成31年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

江口会長をはじめ会員の皆様方には、法人会活動を通じて税務行政全般にわたり御理解と御協力をいただいております、この紙面をお借りして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれるとともに、租税教育活動や地域に密着した社会貢献活動にも力を入れておられます。

特に本年度においては、青年部会と女性部会の租税教育を複数回行っていただくなど、租税教育活動や地域に密着した社会貢献活動にも力を入れておられます。私ども税務行政に携わる者といしましては、小松法人会の活動は大変頼もしく、改めて感謝申し上げます次第です。

ところで、皆様すでにご承知のとおり、本年10月には消費税率の引き上げと同時に軽減税率制度が導入され、複数税率に対応した請求書等の交付や保存が必要になります。

この改正は、多数の事業者に影響を与えるものでありますが、事業者の方の準備・対応がまだまだ進んでいないのが現状であります。このため私たちは、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、引き続き制度の周知・広報などに取り組んでいくこととしております。

小松税務署管内の皆様のご事業所や各事業組合において、軽減税率に対応するための研修会等を実施する際に講師等が必要な場合には、税務署から講師を派遣いたしますのでお申し出ください。

まもなく、平成30年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年度からは、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、IDとパスワードがあればe-Taxで送信できます。従来の「マイナンバーカード方式」に加え、スマートフォンからの申告も可能となる「ID・パスワード方式」や自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用したコンビニエンスストア納付が新たに始まりe-Taxによる提出がより便利になりました。

会員の皆様方には、御自身の申告のみならず、御家族及び社員の方々の確定申告にも、「ID・パスワード方式」のご利用を周知していただければ幸いです。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



平成30年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税 (個人事業者)の申告と納税は正しくお早めに

申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

3月15日(金)

振替利用者の振替納付日

4月22日(月)

消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

4月1日(月)

振替利用者の振替納付日

4月24日(水)

「平成31年度税制改正に関する提言」の内容を報告

第35回法人会全国大会「鳥取大会」が10月11日(木)、とりぎん文化会館で盛大に開催されました。

大会は、第一部で株式会社大山どり 代表取締役 島原道範氏の「大山どりの奇跡」〜35歳、どん底からの挑戦〜と題した記念講演が行われ、第二部の式典では、小林栄三全法連会長の主催者挨拶、藤井健志国税庁長官らの来賓挨拶の後、「平成31年度税制改正に関する提言」の報告、青年部会による租税教育活動の報告、大会宣言等が行われて、式典は滞りなく終了しました。

④ 平成31年度税制改正に関する提言(要約)は11月に送付いたしました全法連機関紙「ほうじん(秋号)」に掲載されています。また、提言内容の詳細および具体的な意見等については、全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

「鳥取大会宣言」の宣言要旨

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。(中略)

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成31年度 税制改正スローガン

- ◆ 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を!
- ◆ 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- ◆ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- ◆ 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

行動する法人会

税制改正要望活動

小松法人会では、10月11日(木)に第35回法人会全国大会で報告された「平成31年度税制改正に関する提言」の内容をもとに作成された「平成31年度税制改正に関する提言書」を11月2日(金)に和田小松市長並びに宮川小松市議会議長に提出して陳情活動を行いました。

また、同日には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

地域社会貢献活動

各商工会議所・商工会との共催による講演会を実施

地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を各支部で実施しました。多数の方の聴講ありがとうございました。

講演会の詳細は左記のとおりで、当日は、各会場において「事業承継税制のポイント」をはじめとする税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。

開催日	商工会議所名等	講師・演題
10月26日(金)	川北町商工会	(株)BCPJAPAN 代表取締役 山口泰信氏 「大災害対策7つの法則」 「あなたの企業の災害対策は万全ですか?」
11月14日(水)	加賀商工会議所	作家 竹田恒泰氏 「古事記から学ぶ日本の未来」
11月17日(土)	能美市商工会	(株)佐々木常夫マネージメント・リサーチ 代表取締役 佐々木常夫氏 「個人も組織も成長するための働き方改革」
11月21日(水)	小松商工会議所	作家 井沢元彦氏 「時代が教える経営戦略」 「歴史を動かした人物に学ぶ」

青年部会だより

○全国青年の集い 「岐阜大会」に参加

青年部会（鹿田稔夫部会長）では、11月8日（木）・9日（金）に岐阜県岐阜市において開催された第32回法人会全国青年の集いに、鹿田会長以下3名が参加しました。

【未来を切り開く先駆けとなれ！「天下布武」発信の地岐阜から】のスローガンのもと、全国から約1800名の青年会員が参加した大会では、租税教育活動を通して日本の次代を担っていく子どもたちに税の仕組みや税の大切さに加えて税の使われ方（社会保険制度）をこれからのようにつたえていくのか等について活発に話し合われました。



女性部会だより

○老人施設を慰問

女性部会（加納陽子部会長）では、毎年、老人施設の慰問活動を行っています。

本年度は、9月20日（木）に部会員等18名が小松市の居宅介護支援事業所「たるる北浅井」を訪れ、

入所者と一緒
に踊り
やスト
レッチ
体操を
行うな
ど楽し
いひと
時を過
ごしま
した。



○除草作業に汗

女性部会では、毎年、春と秋の2回、社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでおり、秋の除草作業を10月16日（火）に小松市加賀市、能美市の3ヶ所で部会員らが作業に汗を流しました。

租税教育活動

○小学生の「租税教室」（4校11回）を開催

小松法人会（青年部会、女性部会）では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しました。（芦城小学校は予定）

授業では会員が税に関する紙芝居やクイズを織り交ぜながら税金の仕組みや使い道について、パワーポイントを使って分かりやすく説明すると、子供たちは身近のいろいろなところに多くの税金が使われていることに驚きながらも、税金の大切さについて真剣に学んでくれました。



租税教室の実施状況

◇女性部会

開催日	学校名
11月27日（火）	苗代小学校（3回）
12月7日（金）	山代小学校（3回）

◇青年部会

開催日	学校名
12月11日（火）	寺井小学校（3回）
1月22日（火）	芦城小学校（2回）

○クイズラリーで税の勉強

青年部会では、子供たちに遊びを通して税に関心を持ってもらおうと、5月20日（日）に加賀中央公園で開催された加賀子供まつり会場で「税金クイズラリー」を実施しました。
約600人の子供たちが参加して、公園内の10ヶ所に設置されたクイズに優秀賞を目指してチャレンジし、広い会場を元気に駆け巡っていました。

法人課税



賃上げ・生産性向上のための税制

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽減するとともに、賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しを行います。

中小企業における賃上げの促進に係る税制

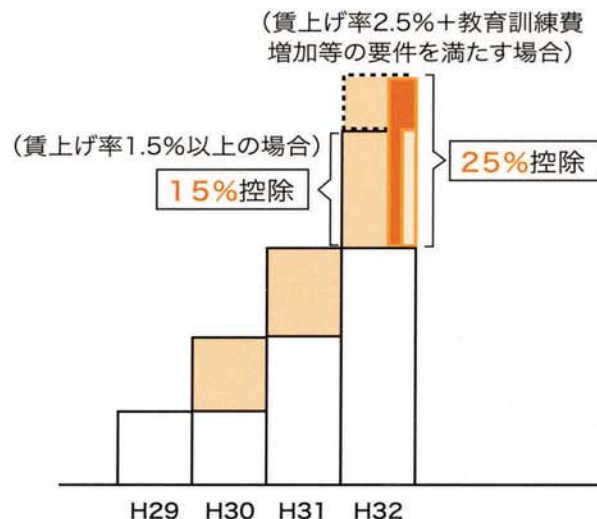
- 中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます。
- さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を上乗せします。

※平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

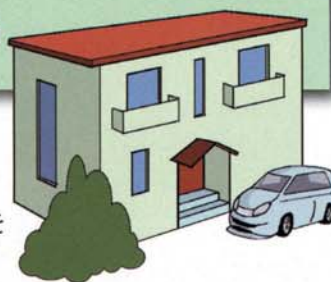
要件等	
■要件	・継続雇用者給与等支給額: 対前年度増加率1.5%以上
■税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件[*]を満たす場合には、控除率を10%上乗せ(→合計25%) ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明



資産課税



事業承継税制の拡充

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、事業承継税制を抜本的に拡充します。

※平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日までの相続又は贈与について適用します(平成35年(2023年)3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した場合に限ります)。

入口の要件の抜本緩和

■改正前

- 総株式の最大3分の2が対象
- 猶予割合80%
- 承継後5年間平均8割雇用維持が必要

■改正後

- 全株式が対象
- 猶予割合100%
- 雇用要件は弾力化^(※)

(※) 5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて、認定支援機関の助言指導

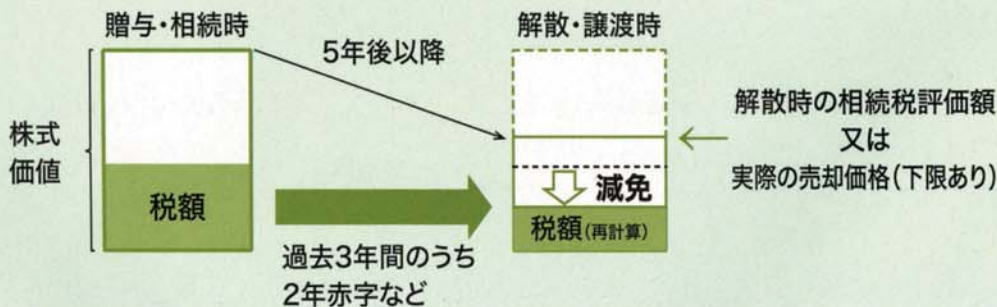
承継パターンの拡大

「複数人→1人」及び「1人→最大3人(代表者)」も事業承継税制の対象とする。

承継後の負担の抜本軽減

～経営環境変化に対応した減免制度～

会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



消費課税

消費税の軽減税率制度

平成31年(2019年)10月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、**食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)**をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方	仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 - 【専用ダイヤル】0570-030-456
 - 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
 2. 電話相談センター
 - 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 - 税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



藍綬褒章

公益社団法人小松法人会 理事
伊野 正満 氏

平成30年5月15日、皇居において
表彰されました。

多年にわたる功績を称えて
春の叙勲・平成三十年度納税表彰



平成30年度
納税表彰式
平成30年11月16日(金)
於 小松税務署

- 小前田 彰氏 (法人会功績)
- 清水屋眞二氏 (法人会功績)
- 辻 等氏 (間税会功績)
- 古河 儀光氏 (間税会功績)
- 亀田 正治氏 (青色申告会功績)
- 矢田郷裕昭氏 (青色申告会功績)

小松税務署長表彰

表彰を受けられた方々は、法人会、間税会及び青色申告会の発展に尽力され、その活動を通じて納税道義の高揚と税知識の普及に多大な貢献をされた方々です。なお、表彰式は11月16日(金)に小松税務署において挙行されました。



《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告 (eLTAX) のお知らせ


エルタックス **eLTAX**

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間：8:30～24:00 (土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。詳しくは地方税電子化協議会のホームページをご確認ください。)

◎対象税目
 県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税
 市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等
 ※平成29年1月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、eLTAXに一元的に送信することが可能になります。

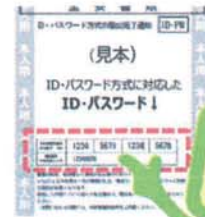
《電子申告についてのお問い合わせ先》
 一般社団法人 地方税電子化協議会
 ホームページ <http://www.eltax.jp/>
 T E L 0570-081459、03-5500-7010 [IP 電話や PHS などの場合]
 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)



県税キャラクター
面之くん

税務署で **IDとパスワード** を取得して

いつでもどこでも スマホで申告



国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君

1

ねえ、イータ君
税務署に行かなくても
確定申告できるらしいね~

2

そうだよ！
税務署で **IDとパスワード** を受け取れば
自宅から申告できるよ！

IDとパスワード を発行してもらい
たいけど、平日仕事なんだよね~

3

会社の近くの税務署でも
IDとパスワード を
もらえるよ！

え！？そうなの！
早速、行ってみよう！

4

やったー！
~確定申告の時期~
昼休み中にスマホから
簡単に申告ができた！

やったね~！

※ ID・パスワードの発行は、年が明けると混むから年内がお勧め!

**「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、
IDとパスワードがあれば、e-Taxで送信（提出）できます。**

平成31年（2019年）1月以降、申告書をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信（提出）するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用するマイナンバーカード方式と、**ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）**があれば利用できる**ID・パスワード方式**があります。

なお、ID・パスワード方式は、スマートフォンでも利用できます。

法人会のご案内

税を味方に、
強い経営を。

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



法人会とは…

70年を超える歴史を有し、
約80万社が加入する団体です!

昭和22年(1947年)に法人税はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国や社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

経営に差がつく!
税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることが出来ます。

「税制改正に関する提言」を
国・地方自治体に行っています

租税教育活動・税の啓発活動を
積極的に行っています

ビジネスにも役立つ多彩な
出会いのチャンスを提供します

地域に密着した貢献活動で
社会のお役に立っています

著名な講師による講演会や
インターネットセミナーを開催しています

企業の人材教育や経営支援のための
各種研修会を開催しています

会員企業だけでなく経営者や従業員も
利用できる福利厚生制度が揃っています

活動への参加が会員相互の絆を深め
組織力を生み出す源となります

法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで
FAX(0761-23-3825) にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

変更届

公益社団法人
小松法人会 御中

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者名
電 話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏 名	役職名 氏 名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町二の1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825

E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp